

平成19年9月12日（水）

○議長（中上良隆君） 順番17、5番 中西峰雄君。

〔5番（中西峰雄君）登壇〕

○5番（中西峰雄君） それでは一般質問を始めさせていただきます。私の一般質問は3点でございます。

まず1番目の質問は、市税徴収と滞納処分としての差し押さえとインターネット公売についてということございまして、市税の滞納は自治体にとりまして大変悩みの種でございます。徴収率をいかに上げるかは自治体にとって大きな課題であります。そこで以下お尋ねいたします。

1、滞納者は、税金だけでなく各種公共料金、水道代であったり下水道代であったり、あるいは保育料であったり給食代等も、あるいは家賃もそうですけれども、滞納していることが多々ございます。機構的にこれら徴収業務というものを一本化した部署を設けてやっておられる自治体もあるというふう聞いてございます。このことにはメリットもあると思うんですけども、これについていかがお考えか所見をお尋ねいたします。

2番目ですけれども、市税及び国保税の滞納件数、滞納額、滞納者一人当たりの平均滞納額はどうなっているかについてお尋ねいたします。

3番目、滞納者に対する徴収対策はどうなっていますか。

4番目、滞納者に対する滞納処分として、差し押さえ物件の換価、現金化といいますか、お金にかえる手続きが困難でありますことから、本市ではこれまでほとんど行われておりませんでした。しかしながら、最近積極的に差し押さえを行い、しかもインターネット公

売で換価する自治体が急増してございます。本市におきましても、積極的な差し押さえとインターネット公売を活用されることを提案申し上げます。

2、退職給与引当金と財政規律についてでございます。この質問は、私がもう何年も前から何回かさせていただいておりますけれども、なかなかご理解いただけないところでございます。

1番、退職給与引当金制度があったとしたら、ないんですけども、国もありませんし、県もありませんし、多くの自治体もありません。そういう中で本市だけがないというわけではないんですけども、もし近代会計学に基づく引当金制度というものがあったとしたら不足金額はいくらになるのでしょうか。そしてまた毎年必要となる引当金はいかほどでしょうか。

3番、近代会計学の考え方ということなんです。退職金というのは給与の後払いでありまして、年度ごとに発生している費用あるいは債務なわけですね。ですから、それを当然、費用をその当該年度に計上していくというのが妥当であるという理論に基づいて、この退職給与引当金という制度があります。この考え方からいきますと、行政だけがその例外としてきているわけです。国もそうですし各自治体でもそうです。そういうことは公会計の財政規律をゆがめてまいりましたし、そして負担の先送り体質をもたらしてきたというふうに言えると思います。

本市が財政危機に陥りまして合併のやむなきに至ったという大きな原因の一つも、この退職金の引当がなかったということございまして。いまだにこの過去の教訓から本市は

何も学んでいないように私には思われます。

大変財政逼迫の折でございますので、無理難題という印象を持たれることもあるかもしれませんが、持たれるかとは思いますが、この退職給与引当金制度というものが健全な財政規律の維持に不可欠なものであるというふうに考えておりますので、当局のお考えをお尋ねいたします。

その次、3番でございます。市民の意見を聞く（仮称）市民会議についてでございますけれども、増大する住民ニーズの優先順位の調整と財政規律の堅持というものは、行政にとって最も困難な課題の一つであろうと思っております。その調整をするのは市長であり、この議会であるわけですが、私、2期8年間務めさせていただきましたが、大変市長と議会だけで物事を決めていくことに大きな限界があるというふうに感じてございます。

それで、これはどういうことかといいますと、民主主義といいますか議会制民主主義というものはすばらしいものなんです。すばらしいものなんですけれども、イギリスのチャーチルという首相がおりまして、大戦前に言った言葉がございます。それは「民主主義は最悪の政治制度である。しかし、その他のどの制度よりもすぐれている。」というふうに言いました。これも民主主義の限界を踏まえた言葉かというふうに思いますし、あるいは世界で最も民主的な憲法と言われましたワイマール憲法のもとでナチスが台頭してきたということも議会制民主主義の限界を示しているものでありましょうし、あるいは我が国の戦前におきます帝国議会におきまして、軍部の抵抗に抗することができずに戦争に突入してしまったということも議会制民主主義の限界を示しているのではなかろうかというふうに思います。ですから、議会制民主主義はすばらしいものなんですけれども、その限界というもの

も考える必要があるのではなかろうかなというところでございまして、それが近年パブリックコメントであるとかパブリックインボルブメント、先日も話が出ましたけれども、あるいは市民参加型行政などと言われているのも、そういう欠陥を補う必要があるからだというふうに考えられます。

そこで、これは提案でございます。公募による市民によって構成される（仮称）市民会議を立ち上げて、各事業や予算が全市的視点から本当に優先順位の高い必要不可欠なものかどうかを検討し答申してもらうシステムが何らかの形で要るのではなかろうかなというふうに考えます。大変具体化には難しい点が多いのは承知してございます。具体的に私のイメージの中にあるのは、改革市長として名高い前太田市の市長、清水市長の持たれた会議でございますけれども、これも市長がかわるとすぐに廃止されました。やはり難しかったということだと思います。しかし、そういう事例もございます。そういう中で当局の基本的な考え方をお尋ねいたしたいと思っております。

答弁のほうを簡潔明瞭にお願いいたします。

○議長（中上良隆君）この際、5番 中西峰雄君の一般質問に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い一般質問を行います。

5番 中西峰雄君の答弁からよろしく願います。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、中西峰雄議員の質問にお答えをいたします。

自治体の運営については、議会の議員及び長は、住民自らが選挙したものである以上、基本的には住民多数の意志を反映してなされているものであります。しかしながら、現在の地方自治は、三位一体改革などにより、自治体の効率性、規模の合理性が第1に追求されており、住民による自治の視点も大切ですが、団体における自治の効率化が重視される傾向にあります。また、間接民主主義の欠陥を補強し、住民自治の徹底を期すために、地方自治法では条例の制定または改廃などの直接請求が認められていますが、これを行うにはかなりの時間と労力が要すると感じます。

こうしたことから、住民の視点に立ったまちづくりを推進するために、他の自治体においては公募委員らで構成される委員会がまちの基本的な政策や施策、地域の課題やまちづくりについて提案を行っている事例がございます。

議員ご提言の市民会議については、さらに住民参加の権利をより具現化した制度であると考えますが、委員の選出方法あるいは権限の範囲、議会との兼ね合いなど課題も大変多いと認識いたしておるのであります。住民主体のまちづくりを進めるためには、情報の共有に始まり、住民参加を柱とするさまざまな仕掛け、仕組みを積み重ねることが大変必要でありまして、本市においては、市民会議を導入するには環境整備がまだまだ不十分であると考えておるところであります。まずは市民の市政への参画を促進する仕掛けの一つといたしまして、市民への意見募集、いわゆるパブリックコメントについて、そのルールづくりを行い、市民との協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。残余の件につきまして、担当参与よりお答えをいたします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）市税徴収と滞納処分としての差し押さえとインターネット公売についてお答えいたします。

市税徴収率の向上は、税負担の公平性の確保はもとより、国の三位一体改革により地方税源移譲がなされたことから、地方行政として自主財源確保の面からもますます重要な課題となっていると認識しております。

議員おただしの1点目の税をはじめとした各種公共料金、保育料、給食費などの徴収業務一本化につきまして、徴収という点においては共通の業務であり、効率面での追求が可能かと思われませんが、その滞納処分に至るまでにはそれぞれの根拠法規も異なり、本市においては保育行政や教育行政等の一環としてサービス提供と一体的な徴収業務を実施しているところであります。そこで、徴収業務を一本化することは滞納者の情報を一本化する点では有効と考えますが、整理すべき課題も多くあると考えます。本件につきましては、他市の事例等を参考とし、また本市が現在取り組んでおります行財政改革とも照らし合わせ、そのメリット、デメリットを研究してまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）続きまして、市税徴収と滞納処分としての差し押さえとインターネット公売について、2点目についてご答弁をさせていただきます。

本年7月時点のデータでは、一般会計に属する市税の滞納者は3,553人、滞納額は8億4,069万241円、国保税につきましては、滞納者2,081人、滞納額4億3,744万2,721円と把握しており、一人当たりの平均滞納額は、一般会計に属する市税は23万6,614円、国保税については21万208円となっております。

3点目の市税滞納者に対する徴収対策としては、個別の文書、電話や訪宅による納税指導、8月より行っております休日・夜間の納付、納税相談窓口の開設、期間を定めた徴収強化特別対策といたしまして、本年4月から5月にかけて行った部課長による一斉徴収、現在8月20日から1カ月間として税務課、保険年金課、介護高齢課の課税担当課との合同徴収を実施しているところでございます。本年12月には、総務部6課による年末一斉徴収、来年3月には保険年金課との国保税の合同徴収等を予定しているところです。昨年度より引き続いて和歌山地方税回収機構への大口悪質滞納者をはじめとした移管による滞納整理を行い、また紀北県税事務所の県税徴収担当部門との連携によります徴収や、地方税法第48条に基づく都道府県民税の特例を活用した給与・預貯金の流動資産に対する強制執行を実施し、滞納の解消に向け取り組んでいるところでございます。

4点目の議員おただしの差し押さえとインターネット公売につきましては、その合理性と有効性について昨今マスコミ等で取り上げられ、本市も関心を持っており、担当職員が研修会などに参加し、勉強・研究に着手しているところでございます。ただ、インターネット公売は公売の一つの手法であり、議員ご指摘のとおり、本市の場合、差し押さえ及び公売につきましてはの経験がまだまだ浅く、まず差し押さえ及び公売の基本的な技術習得、スキルアップを急ぐことが必要であり、本年10月から和歌山地方税回収機構に短期スタッフとして職員1名を派遣し、そのノウハウを研修する予定でございます。今後、差し押さえ及び公売、県との合同公売への参加やいわゆるインターネット公売も含めた滞納処分を適正かつ有効に実施すべく取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよ

ろしくお願いいたします。

次に、退職給与引当金と財政規律についてのご質問にお答えをさせていただきます。退職給与引当金は、企業にとってはいつときに集中して退職が発生しては、企業の資金繰りに悪影響を及ぼし、企業損益を悪化させるとして長期にわたって均等に費用化する手段で、負債勘定として計上されるものであります。しかしながら、国や地方公共団体等の会計、いわゆる公会計は、明治時代に制定された収支決算書をベースに現金主義、単式簿記と呼ばれる記帳方式によって日々の会計処理が行われ、年度中の収入と支出が表示される仕組みで、大きな改革がなされないまま現在に至っております。このことから地方公共団体は、地方自治法及び同法施行規則に基づいた会計処理を行っており、現行制度では民間企業会計的な発想とは異なった現金主義の考え方から公共団体では退職給与引当金を計上することとなっております。なお、現行の公会計制度は、予算執行状況の把握に重点を置いたものであり、行政コストや将来の負債などを加味したコスト情報などが明らかになっていないことから、平成18年8月31日に総務省が策定いたしました「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」において、地方公共団体に対しても民間企業会計と同様に発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表ほか3表の整備に取り組むとされているところでございます。

なお、ご質問の退職給与引当金制度があれば引当不足金額はいかほどかとのことですが、前段でもお答えしたとおり、地方公共団体は民間企業のように発生主義会計を採用しておらず、引当金制度がないことから明確な定義もございませんが、今後、新公会計制度の導入に向け、その準備作業として理論計算をしたところ、平成18年度末で約72億

6,000万円、平成19年度末では約71億3,000万円となります。また、本市には退職基金条例はありますが、厳しい財政の現状から積み立て残高も皆無となっておりますので、72億6,000万円が引当金額になると考えます。

次に、毎年必要となる引当金につきましては、将来にわたる各年度ごとに積算してございませんのでお答えできませんが、上記でお答えした平成18年度及び平成19年度の退職給与引当金を参考に、平成19年度で必要となる割当金を計算いたしますと、約5億2,000万円となります。

なお、本市が財政危機に陥り合併に至った要因は、決して退職金の増加だけの要因ではございませんけれども、団塊世代の退職を迎え退職金総額も年々増加していることから、財政状況の悪化の一つの要因となっているのは事実でございます。今後、財政状況を十分見きわめた中で、少しでも退職基金に積み立てが可能であると判断した場合には積極的に積み立てを行ってまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君、再質問ありますか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）ありがとうございます。

それでは、1番目の滞納について、市税徴収につきまして再質問させていただきたいと思えます。

本当に市の市税の徴収業務にかかわっていただいている職員の方々に、そのご苦労に対してまずはお礼申し上げたいと思えます。本当に日々ご苦労さまでございます。

ただ、答弁の中にもございましたけども、これは本市だけではなくて全国的に徴収率の低下に悩んでいるというのが実態でございま

して、本市もそのとおりでございます。先ほどの答弁いただきますと、市税の滞納だけで8億4,000万円、国保税が4億2,000万円を超えるというような数字で、かなり大きな数字になってございます。税の公平性とか、これからまた地方自治の中で自立をめざしていかなければならない私どもとしては、税の徴収率をいかに上げていくかと、あるいは効率化を図っていくかということが本当に大事な喫緊の課題であろうというふうに考えて今回の質問をさせていただいたわけです。

その中で、従来なかなか滞納処分という法的な手段に出させていただいてなかったと思うんです。それはいろんな事情があって、滞納処分のノウハウの問題もございまして、それとやはり徴収をする相手方が、市が提供するサービスの受け手であるという難しさもあろうかと思えますし、顔が見え過ぎるという部分もあるのかなというふうに思うんですけれども、ただ、督促とか何度も徴収に出向くということでご苦労いただくだけでは、もう徴収率の大きなアップというのは期待できないだろうというふうに考えております。その中でやはり法的な手段に打って出るということが必要で、今、回収機構等に委託された分も、そういうことでやられていると思うんですけれども、その中でまず現金債権の差し押さえの状況が一体どうなっているのか。現金債権というのは給与、生命保険、それからそのほかの現金の債権でございますけれども、銀行預金もそうです。その差し押さえ、滞納処分の状況はどうなっているか。これは比較的換価処分というか現金化に困難のない債権でございますので、どうなっているのかということと、それから不動産と動産に関する滞納処分のこれまでの取り組みはどうなっているのかということも質問させていただきたいと思っております。

基本的には、それと滞納処分ということでいいますと、何回か督促状をお出しになったり電話で督促されたり、あるいは訪宅されたりということをしているんですけども、これがどの程度の期間されているのかな。というのは、最終的にはやはり滞納処分で強制的に持っていかれるよと言われる、おどしというとあれですけども怖い部分がないと、ただ払ってくださいよということのお願いだけではなかなかいかないと。それと従来延滞されているというか滞納されている方々に対して分納という形をとっておられると思うんですね。分納という形をとっておられたら、1,000円でも払っておれば、まあしゃあないかみみたいな雰囲気がなきにしもあらず、恐らく私はあるだろうというふうに個人的に思っておるわけです。ですから、滞納処分までいかない徴収の期間なりプロセスなりをどうされていて、滞納処分にいくという設定を、どういう手続きを踏んでどういう期間が終わると滞納処分にかかりますよということをはっきり明確に納税者の方にお示しする必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、その点再質問させていただきます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

まず1点目の預貯金、給与等の差し押さえ、債権の取り扱いについてどうなっておるのかというおただしかと思えますけれども、近年、橋本市におきましては、預貯金、それから給与の差し押さえに着手いたしております。それで、そこに至るまでのプロセスはあるわけでございますけれども、直接給与支払い者のほうから徴収させていただくなり、預貯金の場合ですと金融機関からこちらのほうへ差し押さえさせていただいて納めていただくということで、これは現在、精力的に取り組んで

おりまして、その効果も出てきてございます。

あと動産に対する取り組みはどうなっておるのかというおただしでございますけれども、何分不動産につきましては、当然同じように差し押さえもできるわけでございますけれども、滞納者の物件につきましては、ほとんど抵当権が設定されておるという状況がございます。そのために差し押さえしまして換価しましても配当がないということで、税の担保としての差し押さえにとどまっておるのが動産関係の状況でございます。

それと滞納された方についてはどういう対応、期間を設定しておるのかということでございますけれども、ずばり具体的に何カ月なり何年以内という期間は設定はしてございません。ただ、税法上は納期限を過ぎますと督促発送から10日を過ぎた段階でそういう滞納処分に至る手続きには移れることになってございます。本市におきましては催告書を行いまして、あと電話での一斉通知といたしますか、依頼といたしますか、それから納税相談、納付相談という期間を設けまして、それでも反応がなければ、先ほどご答弁させていただきましたように預貯金の調査をさせていただいて、また企業側に給与照会をさせていただいて、差し押さえ可能なものにつきましては差し押さえをさせていただいております。

分納で1,000円でもしょうがないのかなという感覚でおるのではないかなというようなお尋ねでございますけれども、確かに分納誓約を出していただく方については、私ども隅から隅までチェックをさせていただいておりますが、最近失業者の方、それから年金生活をされておる方の割合も結構多うございまして、たしかに1,000円なり2,000円と少額の分納誓約という方もおられます。そういう方々につきましては極力口座振替のお願いもし、こちらのほうから納付書も郵送もさせていただ

ておるといふ状況でございます。それでもなおかつこちらの督促なり催告に依じていただけない方々につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、最悪の場合、ご理解いただかなければ県の回収機構のほうへも送らせていただきますという文書を本人あてに通知もさせていただきます、それでもなおかつご理解賜らない場合は、回収機構へ送らせていただいて、回収機構のほうでは不動産も含めた差し押さえもさせていただきますという状況でございます。

先ほどの給与の差し押さえについての件数につきましては、今、調査しておりませんので、すぐお答えはできないかと思ひます。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）大変難しい業務に携わっていただいているということは重々承知した上で、あえて厳しいことを言わせていただいておりますので、その点のご了解いただきたいと思うんですけれども、私が求めたいのは、いろんな事情がありますけれども、各滞納者ごとの事情はある程度はしんしゃくする必要もあるのはあるだろうと思うんですけれども、ある一定の基準といいますか、手続きというものをちゃんとして、そして肅々と滞納処分に入っていくという、そういうことをちゃんと決めていただきたいなということなんです。私が例えば滞納しておったとして、そういうことはなくて、ただ払ってよ払ってよと言うてきたとしても、日々の支払い、生活のお金をまず優先してしまうというのは、多分そうなるだろうと思うんですね。私がそういう立場にあればですね。だから、そうじゃなくてやっぱり税金なり国保税なりは払わなあかんのやと、何をさておいても払わなあかんのやという気持ちになっていただくためには、そうせんと差し押さえが来るよということでないとなかなか払っていただけないと思

うんです。実際、滞納者、生活困窮者、サラ金等の多重債務者の生活実態を見ておりますと、あんだ、そんだけ借金しとるのに、そんなにぜいたくしとったらあかんがなというの、これはもう目にするところなんですよ。だから、やっぱりそういうことをきちっとしていかないとなかなか徴収率のアップに結びついていかないと思ひますので、今は状況はそうなんですけれども、今後そういう滞納処分に至るプロセスなり期間なり、また期間ということでございますと、自治体で1年督促をして支払いがないときは、もう滞納処分にかかるということを決めていらっしゃる自治体もござひます。だから、私は1年ぐらいが本市でも妥当じゃないかなというふうに思っておるんですけれども、そういうことをするのかしないのか、この点についてきちっとお答えいただきたいと思うのと、もう一点は、インターネット公売。動産の差し押さえにつきましては、動産を差し押さえても処分に困るといひますか、金にかえることが難しいということで、ほぼゼロだろうと思うんです。ただ近年、このインターネット公売ということが出てきて、かなり少額の動産でも簡単に換価できているということがござひます。見てみますと、例えばウイスキー3本セット2万円とか、そんなのでもインターネット公売では売れてます。売れてますというか換価できております。手続きも大変簡略でござひますし費用対効果も高いものでござひますが、これについて調査研究というか勉強していただいているのはいいんですけれども、常に仕事を期限を設定して、いついつからスタートさせるんやということをまず設定して取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この点についてご答弁を簡略にお願いいたします。時間がござひませんので。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長(中山哲次君)簡略ということで、プロセス、それから滞納処分に取り組む期間につきましては、今この場で何カ月、何年以内というご答弁はいたしかねるわけですが、税の公平性という意味からは、当然そういうプロセスなり期間については決めていく必要があるというふうには認識しておりますので、県下では和歌山市、海南市が非常に県の回収機構とあわせて独自の取り組みを行っておりますので、その点早急に構築していきたいというふうに考えております。

それから、インターネットの公売につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、今現在のところは検討はしておりますけれども実務には移っていないという状況でございますので、今現在、回収機構へも職員も派遣もしておりますし、県の職員が地方税法48条の関係で橋本市へも派遣をいただいで、市県税の徴収にも取りかかっておりますので、そういった中でインターネット公売についても前向きに検討させていただきます。

○議長(中上良隆君) 5番 中西峰雄君。

○5番(中西峰雄君) 答弁としてはちょっと不満ですけど、前向いて取り組んでいただいで、費用対効果も大変高いものですから、特にインターネット公売なんていうのは何の問題もない換価処分でございますので、早急にできるようにしていただきたいと思っております。

それと、この程度でこの点は終わらせていただきたいと思うんです。ただ、一点だけ答弁で再質問させていただいていないのは、機構の一本化の話でございます。私はこの点についてもかなり相当メリットは大きいというふうに考えてございますので、答弁から見ますと、お聞きしますと、今まであまり考えられないので、これも十分に検討していただ

きたいなということだけ要望させていただきます。とにかく8億円とかこんな滞納金額をそのままにしておくということは絶対許されないことなので、大変厳しいというか難しい業務でございますけれども努力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に2番目の退職給与引当金の件に移らせていただきますが、時間が押していますので、できるだけ簡略にしたいと思うんですけども、財政が大変厳しいというお話がずっと先日来あるんですけども、これはいろいろあって厳しくなっているんですけども、この退職給与、近代会計学の考え方と全く違う前時代的な現金主義の会計制度をとっておられますので、既に公会計というのは時代に合わなくなって、いろんなところで公会計改革ということが言われているんですね。それで私、これをまず言いたいのは、近日も予算編成につきましてマイナスシーリングとか、それから枠配分というようなことも出てございますけれども、まず私は、これは要らん話をするかもしれませんが、お許しいただきたいんですけども、先週の新聞でこんな方のインタビュー記事がありました。ポストンコンサルティンググループパートナー 秋池玲子さんというんですけども、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、産業再生機構で九州産業交通の企業再生を手がけられて成功された方なんですが、この人はこういうことを言うておられます。一つは、「企業再生でやらなければならないのは、まともな企業なら当たり前に行っていることを当たり前に行うことだ。社内の管理会計を明確にして、どの部門でどれだけの損益が出ているのかを把握するとか、人事では査定をするとか、天才は要らない、当たり前なのが何なのかわかっていて、そこに復元しようとするチームがいるだけで会社は変わる」と、こういうコメントを述べておられる



んですけれども、私は今の国もそうですし、公会計はこの当たり前のことができていない国なり地方自治体だなというふうに感じてございます。といいますのは、そもそも給与の後払いで、そのときにもう費用は発生しているんです。費用は発生していて、それを本来は収入の中から経常経費としてさっ引いた上で、きのうも説明があったように政策的経費に当てるべきなんです、本来は。ところが、そうじゃなくて費用はそのまま本来差し引くべき費用を差し引かず、政策的経費を使っている。これは何かといいますと、負担の先送り、将来世代に対するツケ回しなんです。

これは前にもここの議場で紹介したことがあると思うんですけれども、大分県の臼杵市の後藤市長がいらっしゃったんですけれども、この方は、国の言うことをそう信用したらいかんよということをおっしゃっていて、どうしたことかという、国は商売をするときに相手をよう見やなあかんと。相手の信頼といいますか実績を見たときに、手形のジャンプをしているような会社は取引したら貸倒金になる可能性が高いよということをおっしゃった。今、国はまさしく手形のジャンプをしているんだと。本市も一緒なんです。今6月議会で退職の特別の借金をしましたですね。退職金を払えないので、また借金をしたと。2億7,000万円ほどしたということなんですけれども、これもまさしく見えない借金、債務ですね。隠れた債務、あるいは先送りされた債務、あるいは手形と言ってもいいかもしれませんが、手形のジャンプが、これはもう危ない企業の典型の経営の仕方なわけで、そこをやっぱり国も含めて自治体ももっと認識せなあかんと思うんです。

今まで積み立てしてないの、先ほどご答弁いただいた72億円から71億円、これは本市の税収に相当する金額なんですけれども、今さらど

うこうせえといっても、そんなことできません。できませんけれども、ただ毎年必要になってくる部分というのはあるわけですよ。これは先ほど答弁いただいた計算上約5億2,000万円という部分があります。きのうあった枠配分方式の中でも、本来政策的経費に使えるお金というのは、いわゆる経常経費の中にこの5億2,000万円は入るんですよ。その5億2,000万円を経常経費の中に入れて、それで残ったのが政策的経費に使えるんです。それを手形をジャンプしまして、将来世代に先へ延ばしましてツケを回しまして今の住民の要望にこたえていっているというのが、今のこの橋本市の財政運営のあり方なんです。こういうことをしていると、私は実感と言えるのは、財政再建は永遠の逃げ道であると、こういうふうに思います。本当に必要なお金をきちっと、ここで秋池さんがおっしゃっているように、これは企業でいうと損益ですけども、当たり前のことを当たり前にやることなんです、企業再生は。本市の財政再建も当たり前のことを当たり前にすること、これができてないからいつまでたっても財政再建は永遠の逃げ道になっておるんです。というふうに私は思います。

少なくともこれまでの引当分は無理にしましても、毎年必要となってくる引当金というのは経常経費として積んでいくべきであろうし、それから先ほどおっしゃられましたバランスシートであったり、それから行政コスト計算書の作成につきましても、これを入れないとちゃんとしたものにならない。私、言葉は悪いかもしれませんが、粉飾決算に近いものにしかならない。今の本市の予算、これは本市だけでなく国自体がそうなんですけれども、粉飾決算をしとるのと一緒なんです。だから、その点をよくよく踏まえた上で財政運営をしていって欲しくないといかんなど

いうふうに思っております。案外退職金の借り入れというか退職金を払うための起債を、退職金の支払いの平準化ということで安直に考えられておられるように私は感じるんですけども、そういうことじゃない、これは企業でいいますと、もう手形のジャンプですわ。ツケを先に回しとるだけの話です。こういうことをしていると、いずれ自転車操業は立ちいかなくなるというふうに思いますので、これは財政の基本方針について、ちゃんと費用は費用として経常経費として計上して、そして、その残ったお金でやりくりをしていくのが私どもにゆだねられている責任であろうというふうに思いますので、市長のご見解をお尋ねいたします。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中西峰雄議員の再質問についてお答えをいたしたいと思っております。

お説のような、経費は経費というんですか、普通一般の企業でありますと退職給与引当金等の積み立てというものは、これはもうすべてちゃんとつくられた上での決算をしておるのが、これは事実であります。やはりそういう市民感情ということも過去には懸念をした中で、あまり退職給与引当金を何億円も積んでいくということについてはということはいかなるものかということも耳にしたことがあるんです。しかし、やはり経費は経費としてきちっと積んで明らかにしていくという考え方も非常に大事だろうと思っておりますけれども、現時点の一、二年はなかなか厳しい状況にありますので、猶予はならんわけにありますので、ある程度の早期安定の暁には、そういうしかとしたことを組み立てていくという考え方が大事であろうと思っております。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）時間がないので一言だ

け申し上げておきます。今、私ども、市長もそうですし私ども議員も市民の負託をもって、それにこたえるべくこの議場におけるわけでございますけれども、それは将来世代にツケを回す権限はございません。その点だけよく踏まえていただきたいと思いますので、これだけ一言申し上げて次に移らせていただきます。

次は市民の意見を聞く（仮称）市民会議についてということでございますけれども、これはいろいろあつて話の筋立てを先ほど変えたもので、うまく言えないんですけども、難しいです。確かに難しい。そのまちの熟度ということもございまして、そのまちの歴史とかいうのも絡んでくるかなと思っておりますし、あるいは議会制民主主義の屋上屋という議論もございまして。ただ、私はここで先ほどの秋池さんのコメントをもういっぺん紹介させていただきますと、再生機構の話なのでそのまま当てはまるわけではございませんけれども、参考になるかなと思っておりますので紹介させていただきます。「地方の場合、関係者の顔が見え過ぎて、にらみ合いで話が前に進まないケースが多い。問題に気づいているのに、だれも当たり前のことを言い出せないときに、第三者として機構が介入する余地はあると思う。」

これはまさしく自治体、我々の市町村という本当に顔の見えるところで行政サービスを展開している我々にとっても同じ当てはまる言葉かなというふうに思ひまして、この市民会議もそうですし、第三者的な立場あるいはこういう経営コンサルタントというような方を中に入れるということも一つかもございませんけれども、中だけでやっているとなかなか前向いていかないという現実があるかと思っております。例えば例を挙げますと、補助金の削減といいますか優先順位等でも、これは皆さん住民がよかれと思ってやってほしいという

ことをご要望されているものでございまして、これを市長部局なり私ども議会だけで優劣をつけていくということについては、なかなか困難な部分もあろうかなというときに、こういう市民会議等でそういう位置づけをしていただくとか、あるいは公共工事についてもそううでして、公共工事の優先順位というものについてなかなか調整が難しいことが多々あるわけですが、そういうときに全市的な立場から市民の方の答申をしていただくというの必要なことであろうというふうに思いますので、この点については、なかなか今の体制の中で市長にご決断を求めても難しいところがあるかと思えます。私は市長と違いますが、この程度にとどめたいと思えますが、私が言いたいのは、民主主義あるいは議会制民主主義というものにはやはり限界があります。限界がありますし、特にこういう市町村の行政ということについては本当に顔の見える地域社会の中での行政展開であるということの中で、本当にそれがプラスの面でいいますと、きめの細かい実態に即したサービスを展開できるという利点でもあるんですけども、なかなか先ほどの秋池さんの言葉にいうように、わかっていると言えない社会というものもあるわけですね。だから、それをそういう政治的な絡みに縛られない住民の方のご意見を聞くというシステムをぜひこしらえていただきたいなど。

そして、私が思いますのは、市の職員も大変優秀な方が多くございますし、私も知らないところが多々ございますけども、市民の方の中には本当に優秀な方がたくさんいらっしゃる。そういう優秀な方、あるいはまちをよくしたいという意欲のある方がたくさんいらっしゃる。この方たちを参加の意識を持ってこの橋本市の行政の中に参加していただくということも本当に必要なことであろうと

思いますので、これももうご答弁要りません。そういう考え方でございますので、今後のお考えの一助にいただければ幸いです。

終わらせていただきます。

○議長(中上良隆君) これをもって、5番 中西峰雄君の一般質問は終わりました。